

公益財団法人埼玉県公園緑地協会こども動物自然公園 令和8年度実習生受入要綱

埼玉県こども動物自然公園では、動物と動物園への理解を増進することを目的とした飼育実習の受け入れを行うとともに、学芸員の資格取得を目指す学生に対して、博物館施行規則に基づく博物館実習の機会を提供する。詳細については下記の通りとする。

1. 実習の種類、内容

(1) 博物館実習

動物ふれあい課または展示普及課において、動物の飼育展示業務、教育及び普及業務を中心に実習する。

(2) 飼育実習

動物ふれあい課または展示普及課において、動物の飼育展示業務を中心に実習する。

2. 対象

- (1) 所属教育機関（大学及び専門学校等）の長もしくは博物館学芸員養成課程の責任者から推薦を受けた者で、所属教育機関による身元保証と実習費用の負担が確実な者。
- (2) 動物園における教育普及活動に高い関心を有する者。
- (3) 実習の期間中、動物園に通うことのできる居所を有する者。
- (4) 実習の期間中、全日程出席可能な者。

3. 実習期間

- (1) 実習期間は以下のとおりとする。

飼育・博物館実習（11日間1日休み）
5月18日～5月28日
6月1日～6月11日
6月15日～6月25日
6月29日～7月9日
7月13日～7月23日
7月27日～8月6日
8月10日～8月20日
8月24日～9月3日
10月5日～10月15日
10月19日～10月29日

- (2) 所定の実習期間以外の受け入れはできない。ただし、実習中に病気等で欠席となった場合や、荒天や非常事態により実習が見合わせとなった場合は振替を検討する。

4. 受入れ人数

各募集期間に対し、若干名受け入れる。

5. 実習時間

8時30分から17時15分まで。

6. 実習費用

- (1) 実習生は実習に際し、技術指導料として1日につき1,200円（消費税等込み）を負担するものとする。
- (2) 実習費用は実習最終日に現金で支払うこと。
- (3) 実習にかかる交通費、昼食費等は実習生が負担すること。

7. 実習の申し込み方法・締切

別紙の提出書類に必要な事項を全て自筆で記入の上、締め切りまでに提出すること。

- ① 実習生調査書（様式第1号）
- ② 作文（様式第2号）

【博物館実習】

「埼玉県こども動物自然公園での博物館実習を希望する理由について、具体的な例を挙げて述べるとともに、自分が取り組みたいことを述べよ」

【飼育実習】

「埼玉県こども動物自然公園での飼育実習を希望する理由を、具体的な例を挙げて述べよ」

- ③ 申請書（様式第3号）… 所属教育機関長の公印が押されたもの。
- ④ 同意書及び誓約書（様式第4号）
「実習生の受け入れ時における個人情報の取り扱いについて（様式第5号）」を読み、必ず項目にチェックマークを入れ、必要事項を記入すること。
- ⑤ 返信用封筒 … 長形封筒に110円切手を貼り付け、住所を記載すること。

書類提出締め切り

実習開始日	書類締切
5月18日	4月22日必着
6月1日 6月15日 6月29日	5月15日必着
7月13日 7月27日	6月5日必着
8月10日 8月24日	7月3日必着
10月5日 10月19日	7月31日必着

8. 選考及び通知

選考の結果は返信用封筒にて郵送で通知する。書類選考通過者には面接を行うため、電話でお知らせする。

9. 申し込みにあたっての注意事項

- (1) 成績表等の発行が必要な場合は、面接時に申し出ること。また、指定の書式がある場合は実習初日に提出すること。
- (2) 実習修了後は、2週間以内に日誌、および感想文（800字程度）を提出すること。提出がない場合、成績表等の発行は認められない。また、次年度の選考では、所属校を選考の対象外とする。
- (3) 実習生としてふさわしくない行為があった場合、または所定の実習を終了する見込みがない場合、その他やむを得ない事由を認めた場合は、実習の停止等を命ずる。
- (4) 実習担当者及び実習生は、実習中に知り得た個人情報並びに動物園の利を害する情報を漏洩してはならない。また、SNS等への掲載も漏洩につながるため行ってはならない。
- (5) 実習生の故意、または重大な過失により動物園が提供した設備等（動物、来園者等を含む）に損害を与えた場合は、本人または所属機関等がその損害を賠償するものとする。
- (6) 実習受入れ期間中の傷病等については、事由の如何に関わらず、動物園はその責任を負わないものとする。
- (7) 感染症（鳥インフルエンザ等）の流行により、実習が中止になる場合がある

10. 書類提出及び問い合わせ先

埼玉県こども動物自然公園 企画調整係 〒355-0065 埼玉県東松山市岩殿 554 TEL 0493-35-1234 (9:30~17:15)

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。